第6号様式(第8条第4項関係)

誓約書

　下水道排水設備工事責任技術者申請者は、輪之内町下水道排水設備工事指定業者規程第10条第2項第1号、第2号及び第3号に該当しない者であることを誓約します。

　　年　　月　　日

申請者

住所

電話　(　　　)　　―

氏名

〔輪之内町下水道排水設備工事指定業者規程〕抜粋

　(責任技術者の登録の資格)

第10条　責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2　町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

　(1)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　(2)　第7条第2項に規定する職務に違反したことにより、責任技術者の登録を取り消し又は登録の効力を停止されてから2年を経過しないもの

　(3)　精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3　責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の

障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長にその旨を届け出るものとする。